明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令（**国土交通**一三）　一

〔告　示〕

○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（**国家公安委**五）　七
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（**同**六）　八
○原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定番号を指定した件（**同**七）　八
○政治資金規正法による政治団体の届出があったので公表する件（**総務**四五）　九
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**四六）　九
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（**同**四七）　一三
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（**同**四八）　一四
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**四九）　一四
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（**同**五〇）　一四
○労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件（**厚生労働**四五）　一四
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**農林水産**二四五）　一四
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づく同号の業種の指定する件（**同**四三）　一四
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づく同号の業種の指定期間について別に告示で定める日を定める件（**経済産業**四二）　一四

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
公文書等の管理に関する独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、住宅型式性能認定関係　一四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　一四
会社その他　一四
会社決算公告　一〇一

省令

○国土交通省令第十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二条の二第一項、第六項、第七項第一号及び第二号、第十項、第十一項並びに第十二項において準用する道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第八十一条第一項第四号、第八十九条第一項、第九十四条の五第六項、第九十四条の六第一項第五号及び第九十四条の十の規定に基づき、並びに総合特別区域法を実施するため、この省令を制定する。

平成二十六年二月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令

（自動車検査証の有効期間の伸長の申請）

第一条　総合特別区域法（以下「法」という。）第二十二条の二第一項の伸長の申請をする者は、第一号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書を提出する場合には、法第二十二条の二第二項の規定により添付しなければならないこととされる点検整備済証のほか、第三条の指定書の写しを添付し、かつ、法第二十二条の二第四項において準用する道路運送車両法第五十九条第三項の点検及び整備に関する記録の提示として、当該自動車の点検整備記録簿を提示しなければならない。

（指定自家用貨物自動車の指定の申請）

第二条　法第二十二条の二第六項の規定により指定の申請をする者は、自動車検査証の有効期間の伸長を受けようとする自家用貨物自動車の自動車検査証の有効期間の満了の日の一月前から当該満了の日までの間に、次に掲げる事項を記載した申請書を認定地方公共団体（法第二十二条の二第一項の認定を受けた指定地方公共団体（法第八条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。）をいう。次条において同じ。）の長に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所
二　自動車検査証の有効期間の伸長を受けようとする自家用貨物自動車の車台番号
三　その申請の日における自動車検査証の有効期間の伸長を受けようとする自家用貨物自動車の総走行距離

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　自動車検査証の有効期間の伸長を受けようとする自家用貨物自動車が法第二十二条の二第七項第三号に掲げる要件に適合するものであることを証する書面
二　自動車検査証の有効期間の伸長を受けようとする自家用貨物自動車の自動車検査証の写し
三　道路運送車両法第六十二条第二項（同法第六十三条第三項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。第四条第二項において同じ。）の規定による自動車検査証の返付を受けた直近の日が直近において行われた点検（同法第四十八条の規定による点検をいう。以下この項において同じ。）の直近において行われた点検の日（以下「前々回点検日」という。）より後の日である場合にあっては、自動車検査証の有効期間の伸長を受けようとする自家用貨物自動車の点検整備記録簿の写し

（指定書）

第三条　認定地方公共団体は、法第二十二条の二第七項の規定により指定自家用貨物自動車としての指定をしたときは、次に掲げる事項を記載した指定書を当該指定自家用貨物自動車の使用者に交付するものとする。

一　指定書番号
二　指定自家用貨物自動車の使用者の氏名又は名称及び住所
三　指定自家用貨物自動車の車台番号